



令和7年度

第1回 佐伯市地域自立支援協議会

第1回 佐伯市障がい者計画等策定委員会



—完全参加と平等—

令和7年7月28日（月）

佐伯市地域自立支援協議会及び  
佐伯市障がい者計画等策定委員会委員

(任期 令和9年3月31日まで)

	団 体 名 称 等	氏 名	備考
1	げんきファーム 施設長	五 島 俊 雄	
2	太陽農園 施設長	柴 田 徹 也	
3	佐伯市身体障害者福祉協議会 会長	小 野 正 勝	
4	佐伯手をつなぐ育成会 会長	雨 宮 洋 子	
5	番匠の里保護者会 会長	勝 田 恵 光	新任
6	番匠の里 施設長	藤 田 淳 実	
7	ジョイントリー佐伯	山 村 徹 太 郎	新任
8	清流の郷 施設長	古 田 智	
9	のびのびランド 施設長	後 藤 馨	
10	児童発達支援センターつぼみ 管理者	田 村 美 貴	
11	大分県なおみ園 園長	真 川 和 幸	新任
12	さつき園中江 施設長	工 藤 豊 広	
13	虹の翼 理事長	田 中 努	
14	清望会 理事長	青 木 清一郎	
15	じゆう咲く 代表理事	疋 田 秀 美	
16	佐伯市社会福祉協議会 豊寿苑苑長	大 石 ゆかり	
17	佐伯市民生児童委員協議会 会長	西 嶋 信 子	
18	佐伯市医師会 代表	簀 戸 聖 子	
19	大分県南部保健所 所長	林 下 陽 二	
20	佐伯公共職業安定所 所長	徳 丸 暁 洋	新任
21	大分県立佐伯支援学校 教頭	利 光 直 美	新任
22	佐伯商工会議所 専務理事	岩 崎 栄	
23	佐伯市区長会連合会 会長	宮 崎 正 豊	
24	佐伯市福祉保健部 部長	加 藤 壮 二	
25	佐伯市教育委員会学校教育課 課長	柳 井 慎 也	

**令和7年度  
第1回佐伯市地域自立支援協議会  
第1回佐伯市障がい者計画等策定委員会**

と き 令和7年7月28日（月）

午後3時～

ところ 佐伯市役所 6階 大会議室

（次 第）

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 自立支援協議会及び地域課題協議の場についての概要説明
- 6 議事

**【佐伯市地域自立支援協議会】**

- ① 日中活動支援型グループホームの事業評価について
- ② 基幹相談支援センターの令和6年度活動報告及び令和7年度活動計画について
- ③ 令和7年度専門部会の活動計画について
- ④ サービス等利用計画部会からの要望について
- ⑤ 令和7年度佐伯市協議の場について
- ⑥ その他

**【佐伯市障がい者計画等策定委員会】**

- ① 佐伯市障がい福祉計画（第7期）等の実績報告について

- 5 閉会



令和 7 年度  
第 1 回佐伯市地域自立支援協議会  
資 料

令和 7 年 7 月 28 日(月)

## 日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書

令和 7 年 5 月 12 日

佐伯市地域自立支援協議会

会長 柴田 徹也 様

法人名 社会福祉法人 県南福祉会

代表者 仲矢 和雅

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の10第1項の規定により報告します。

### 記

- 1 事業所名 日中サービス支援型共同生活援助事業 ゆめあーる
- 2 所在地 大分県佐伯市大字長良字小島 4916 番地 2
- 3 事業開始年月日 令和 3 年 4 月 1 日

## 報告・評価シート（定期報告用）

【報告日 令和7年5月12日】

【評価日 令和7年7月28日】

事業所名 あーるず 日中支援型グループホームゆめあーる

項目	評価の視点	令和6年度（今回評価分）	
		【事業所記入欄】 具体的な内容	【協議会記入欄】 要望，助言，評価
利用者数	現在の入居者数の状況について ・ 共同生活援助 ・ 短期入所	共同生活援助 10 名 (内訳) 精神： 名、 知的：10 名、身体： 名 短期入所受け入れ人数 (直近3ヶ月平均) 月 20 名  <b>※定員 10 床（現在満床） 短期入所 5 床</b>	
地域に関わ れた運営	指定計画相談支援事業者を別法人等で確保しているか。	(別法人等の指定計画相談支援事業所の確保状況) 現在入居している別法人等の計画相談の確保 10 名中 0 名 (確保している主な計画相談事業所名)  <b>※基本的に法人内での相談員を確保している。</b>	
	実習生やボランティアを受け入れているか。	(受入人数) 3 名 (受け入れ事例) 2 週間に 1 度程度～さつき園小島の利用者 (1 名)  <b>※佐伯豊南高等学校実習生の受け入れ (2 名)</b>	

	地域住民との交流の機会が確保されているか。	<p>(交流機会の事例) もちつき大会等</p> <p><b>※地域連携推進会議の実施</b> (R6年6月実施) 見学含む。 ～ご家族・地区の代表・有識者・市役所等参加。</p> <p><b>*BCP 防災対策委員会にて</b> 訓練・避難経路の確認等。 ～消防署・地区の代表・電気設備関係業者等参加。</p>	
短期入所の併設	地域で生活する障害者を積極的に受け入れているか。	<p>法人内にて受け入れ</p> <p><b>※法人に所属する方中心に受け入れをしている。</b></p> <p><b>*ご家族を含む見学は随時実施。</b></p>	
	緊急的利用のニーズに対応しているか。	<p>(緊急受入人数) 2名(令和6年9月21日～9月27日・令和7年1月27日～1月28日)</p> <p>(緊急受入れ) <b>※本人も承諾の上、家族の私用により、緊急的に受け入れ。外部からの受け入れは少しずつ進める(各利用者に手厚く対応できる職員とシフト状況における職員確保が今後の課題)。</b></p>	

<p>常時の支援体制の確保</p>	<p>日中、土日含めた常時の支援体制が確保されているか。</p>	<p>シフト勤務にて業務を実施している。</p> <p><b>※1日平均4名から5名で24時間のシフトを実施（感染症の流行時、変動あり）。</b></p>	
<p>支援の実施</p>	<p>利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援に努めているか。</p>	<p>コロナ等の感染状況を見て、外出等への行事の企画を行う。内部イベント（もちつき大会、駄菓子販売会、クリスマス・忘年会等）は定期的に実施。</p> <p><b>※可能な限り職員が多く配置できる日にイベントを開催している。地域参加型のイベントは今の所、もちつき大会のみ。</b></p>	
	<p>支援の質の確保に努めているか。 (研修等)</p>	<p>(参加した研修名等) 虐待防止と身体拘束研修 BCP・感染症研等</p> <p><b>※定期的な外部・内部の研修を実施している。</b></p>	
	<p>体験的利用のニーズに対応しているか。</p>	<p>(体験利用人数) 0 (名) 体験利用の事例 なし</p> <p><b>※見学は随時実施している。それによって短期入所の希望があれば、ご家族も含めたアセスメント、面接（担当者会議等）を行い、短期入所の申請を行う。</b></p>	

	虐待防止に向けた取り組み	(具体的な内容)  内外の研修に参加、内部研修で報告・実践をしている。 <b>※定期的な研修・報告・委員会を実施。</b> <b>年に2回程度。</b>	
他の日中活動サービスの利用	他の日中活動サービスの利用を妨げていないか。	(他の日中活動の利用状況) 他の日中活動サービスを利用 10名中2名  (主な他の日中活動サービス利用先) 行動援護 運動・外出・リハビリ等 <b>※基本的に、日中は施設内で活動(入浴～週3日・レクリエーション・個別活動等)、生活をしている。</b>	
地域協議会からの要望、助言への対応	要望、助言に誠実に対応しているか。(2回目以降)	(要望・助言の内容及びその対応)  <b>※できる限り、対応している。必要に応じて、市の障がい福祉課とも連携。</b>	

佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告  
(すきっぷ：令和6年4月～令和7年3月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計	
会議	個別調整会議		34	50		84	
	その他の会議		53	100	70	223	
相談・ 援助	訪問	単 独		75	78		153
		合 同		40	61		101
	来 所	単 独	2	71	126		199
		合 同		22	37	1	60
	電 話	利用者	5	207	292	7	511
		行政機関	2	233	313	16	564
		関係機関		360	443	7	810
	電子メール	利用者	6	67	79	25	177
行政機関		1	2	9	3	15	
その他必要な支援等（通院同行等）		1	68	69		138	
連絡調整	利用者	5	161	218	8	392	
	行政機関	6	155	182	3	346	
	関係機関		314	384	4	702	
資料等の作成	相談記録		1,065	1,348		2,413	
	調整会議等資料作成		29	54		83	
	その他		21	44		65	
合 計		28	2,977	3,887	144	7,036	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	157	364	95	37	292		35	275	1,255
2 障害や病状の理解に関する相談	5	19	2	1	17			6	50
3 健康管理・服薬管理相談	1	13	2		1			2	19
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	25	26	43		71	1	9	33	208
5 子育て・教育・療育に関する相談		1			8				9
6 家族・対人関係に関する相談	1	4	1					1	7
7 家計・経済に関する相談		1							1
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談	22	17	17		4		5	36	101
10 社会参加・余暇活動に関する相談		12							12
11 権利擁護・成年後見			1					1	2
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）	4		1				1	1	7
13 財産・金銭管理に関わる相談		2	1		12		4	54	73
14 家族支援に関する相談	3		2				13	65	83
15 福祉用具に関する相談	10			3					13
16 手帳・年金申請等	26	49	2		3		4	28	112
17 介護等									
18 日常生活支援	17	25	42		50	1	35	157	327
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談	4								4
22 その他	22	9	55	1	67	1	25	265	445
合 計	297	542	264	42	525	3	131	924	2,728
合計の実人員（障害者）	94	115	119	8	70	3	73	250	732
合計の実人員（障害児）		14	1	7	61			1	84

**佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告**  
(清流の郷：令和6年4月～令和7年3月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計	
会議	個別調整会議		7	9		16	
	その他の会議		20	29	26	75	
相談・ 援助	訪問	単 独	27	33		60	
		合 同	16	16		32	
	来 所	単 独		21	28		49
		合 同		2	9		11
	電 話	利用者		24	42	2	68
		行政機関		23	28		51
		関係機関		40	58		98
	電子メール	利用者		2	3		5
行政機関							
その他必要な支援等（通院同行等）			7	7		14	
連絡調整	利用者		51	52		103	
	行政機関		36	49		85	
	関係機関		73	81		154	
資料等の作成	相談記録		140	239		379	
	調整会議等資料作成		5	11		16	
	その他		5	8		13	
合 計			499	702	28	1,229	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	156	6	2	9	4			27	204
2 障害や病状の理解に関する相談	5		1					1	7
3 健康管理・服薬管理相談	1								1
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	24	3			3	1			31
5 子育て・教育・療育に関する相談					1				1
6 家族・対人関係に関する相談	1	1	1						3
7 家計・経済に関する相談		1							1
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談	22	2	3					1	28
10 社会参加・余暇活動に関する相談									
11 権利擁護・成年後見			1						1
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）	4		1					1	6
13 財産・金銭管理に関わる相談		1	1						2
14 家族支援に関する相談	3								3
15 福祉用具に関する相談	10			3					13
16 手帳・年金申請等	26							8	34
17 介護等									
18 日常生活支援	16					1		2	19
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談	4								4
22 その他	22	2	5	1					30
合 計	294	16	15	13	8	2		40	388
合計の実人員（障害者）	92	12	8	8		2		20	142
合計の実人員（障害児）		2			7				9

**佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告**  
 (ライフネット：令和6年4月～令和7年3月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計	
会議	個別調整会議		14	21		35	
	その他の会議		17	40	27	84	
相談・ 援助	訪問	単 独		28	26	54	
		合 同		20	37	57	
	来 所	単 独	2	13	22	37	
		合 同		16	24	1	41
	電 話	利用者	2	103	127	5	237
		行政機関	2	139	203	15	359
		関係機関		184	258	4	446
	電子メール	利用者	3	49	54	20	126
行政機関		1	1	6	3	11	
その他必要な支援等（通院同行等）			53	43		96	
連絡調整	利用者	5	80	96	8	189	
	行政機関	6	64	70	3	143	
	関係機関		125	156	4	285	
資料等の作成	相談記録		702	775		1,477	
	調整会議等資料作成		15	8		23	
	その他		15	19		34	
合 計		21	1,638	1,985	90	3,734	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	1	7	91		32		35	248	414
2 障害や病状の理解に関する相談			1					1	2
3 健康管理・服薬管理相談			2		1			2	5
4 不安の解消・情緒安定に関する相談			43		29		9	33	114
5 子育て・教育・療育に関する相談									
6 家族・対人関係に関する相談									
7 家計・経済に関する相談									
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談			13		3		5	35	56
10 社会参加・余暇活動に関する相談									
11 権利擁護・成年後見								1	1
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）							1		1
13 財産・金銭管理に関わる相談					12		4	54	70
14 家族支援に関する相談			2				13	65	80
15 福祉用具に関する相談									
16 手帳・年金申請等			1		3		4	15	23
17 介護等									
18 日常生活支援	1	9	42		46		35	154	287
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談									
22 その他		3	50		67	1	25	265	411
合 計	2	19	245		193	1	131	873	1,464
合計の実人員（障害者）	1	6	107		59	1	73	229	476
合計の実人員（障害児）			1					1	2

# 佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告

(まるまる：令和6年4月～令和7年3月)

## 1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計	
会議	個別調整会議		13	20		33	
	その他の会議		16	31	17	64	
相談・ 援助	訪問	単 独	20	19		39	
		合 同		4	8	12	
	来 所	単 独		37	76		113
		合 同		4	4		8
	電 話	利用 者	3	80	123		206
		行政機関		71	82	1	154
		関係機関		136	127	3	266
	電子メール	利用 者	3	16	22	5	46
行政機関			1	3		4	
その他必要な支援等（通院同行等）		1	8	19		28	
連絡調整	利用 者		30	70		100	
	行政機関		55	63		118	
	関係機関		116	147		263	
資料等の作成	相談記録		223	334		557	
	調整会議等資料作成		9	35		44	
	そ の 他		1	17		18	
合 計		7	840	1,200	26	2,073	

## 2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等		351	2	28	256				637
2 障害や病状の理解に関する相談		19		1	17			4	41
3 健康管理・服薬管理相談		13							13
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	1	23			39				63
5 子育て・教育・療育に関する相談		1			7				8
6 家族・対人関係に関する相談		3						1	4
7 家計・経済に関する相談									
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談		15	1		1				17
10 社会参加・余暇活動に関する相談		12							12
11 権利擁護・成年後見									
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）									
13 財産・金銭管理に関わる相談		1							1
14 家族支援に関する相談									
15 福祉用具に関する相談									
16 手帳・年金申請等		49	1					5	55
17 介護等									
18 日常生活支援		16			4			1	21
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談									
22 そ の 他		4							4
合 計	1	507	4	29	324			11	876
合計の実人員（障害者）	1	97	4		11			1	114
合計の実人員（障害児）		12		7	54				73

## 令和6年度 すきっぷ事業実績報告

事業項目	事業計画																				
<p>1. 特設相談室の開催</p>	<p>各振興局管内の会場に出向いて特設相談室を開設した。            (振興局職員・民生委員・保健師などの協力も得ながら実施)            周知方法：市報・地域の行政放送(前日、当日)・ケーブルテレビ            広報紙すきっぷ</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施日</th> <th style="text-align: center;">相談者数</th> <th style="text-align: center;">実施日</th> <th style="text-align: center;">相談者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5月13日</td> <td style="text-align: center;">上浦(1人)</td> <td style="text-align: center;">6月10日</td> <td style="text-align: center;">米水津(1人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月8日</td> <td style="text-align: center;">鶴見(0人)</td> <td style="text-align: center;">9月9日</td> <td style="text-align: center;">宇目(0人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月21日</td> <td style="text-align: center;">弥生(1人)</td> <td style="text-align: center;">11月11日</td> <td style="text-align: center;">直川(1人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月9日</td> <td style="text-align: center;">本匠(0人)</td> <td style="text-align: center;">1月20日</td> <td style="text-align: center;">蒲江(1人)</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	相談者数	実施日	相談者数	5月13日	上浦(1人)	6月10日	米水津(1人)	7月8日	鶴見(0人)	9月9日	宇目(0人)	10月21日	弥生(1人)	11月11日	直川(1人)	12月9日	本匠(0人)	1月20日	蒲江(1人)
実施日	相談者数	実施日	相談者数																		
5月13日	上浦(1人)	6月10日	米水津(1人)																		
7月8日	鶴見(0人)	9月9日	宇目(0人)																		
10月21日	弥生(1人)	11月11日	直川(1人)																		
12月9日	本匠(0人)	1月20日	蒲江(1人)																		
<p>2. 支援学校等支援会議等の参加</p>	<p>・保護者や学校からの依頼によりケース会議に出席し、本人への関わり方や社会資源、専門機関等の紹介等行う。また、特別支援教育に携わる教員を対象とした研修会等に参加し、相談支援センター『すきっぷ』や福祉サービス等の周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐伯市子ども特別支援ネットワーク会議</li> <li>・佐伯市スクール・メンタルケア推進充実事業運営協議会</li> <li>・佐伯支援学校校外学習</li> </ul>																				
<p>3. 大分県相談支援事業推進協議会への参加</p>	<p>目的：県内の相談支援事業所で構成される推進協の活動及び研修会に参加し、自己研鑽を図るとともに県内全域の相談支援事業所との連携強化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会</li> <li>・九州ブロック研修会</li> <li>・県南ブロック会議</li> <li>・専門コース別研修</li> </ul>																				

<p>4. 研修会・学習会の実施及び参加、並びに関係会議への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援に伴う各種の研修</li> <li>・その他の研修や勉強会</li> <li>・稼働能力判定会議</li> </ul>										
<p>5. サポート事業</p> <p>実施場所 ：すきっぷ</p>	<p>市報・広報紙すきっぷで参加者を募集し講師をお招きして実施。</p> <p>【絵手紙教室】 4回実施</p> <table border="1" data-bbox="587 613 1023 842"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月25日(土)</td> <td>(12人)</td> </tr> <tr> <td>7月27日(土)</td> <td>(11人)</td> </tr> <tr> <td>11月16日(土)</td> <td>(8人)</td> </tr> <tr> <td>2月22日(土)</td> <td>(11人)</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	参加者数	5月25日(土)	(12人)	7月27日(土)	(11人)	11月16日(土)	(8人)	2月22日(土)	(11人)
開催日	参加者数										
5月25日(土)	(12人)										
7月27日(土)	(11人)										
11月16日(土)	(8人)										
2月22日(土)	(11人)										
<p>6. 地域事業への参加・協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人とき事業への参加 「役員会」</li> <li>・自立支援協議会事業への参加 「事務局会議」 「専門部会」 「協議会」にて活動報告及び事例報告 各部会に事務局として部会の開催及び参加</li> <li>・巡回療育相談</li> <li>・その他福祉事業への参加</li> </ul>										
<p>7. すきっぷの周知啓発と障がい者の支援協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） インスタグラム利用して周知～広報紙も掲載。</li> <li>・広報紙すきっぷ、年6回発行 約300部 配布先 市役所 教育委員会 公民館 コミュニティセンター 社会福祉協議会 障がい者相談員 福祉事業所 ヘルパーステーション 県南相談支援事業所 その他官公庁や商工会議所など</li> </ul>										

8. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>• 『すきっぷ会議』の開催。 3事業所の施設長・障がい福祉課長・すきっぷ職員で開催。 毎月の実績と相談支援の状況と問題点等を協議し、利用者の 利便性や相談支援のあり方等について検討した。</li> <li>• 『基幹準備会議』の開催 3事業所の施設長・相談員と障がい福祉課長・総括主幹で開催。 令和7年度の基幹相談支援センター移行に向け、組織体制や 業務内容、必要な経費等について協議を行った。</li> <li>• 各福祉サービス事業所の催しのPRや参加 (取材して広報紙で周知)</li></ul>
--------	---

令和7年度 基幹相談支援センター「すきっぷ」事業計画（案）

事業項目	事業の目的・内容
1. 総合的・専門的な相談支援の実施	<p>【目的】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる、総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施します。</p> <p>【事業内容】 ○障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等） ○社会資源を活用するための支援 ○その他の生活全般に関する相談支援</p> <p>【別紙参照】</p>
2. 自立支援協議会を通じた地域づくりの取組	<p>【目的】 自立支援協議会事務局として参画し、個々の困りごとから把握したニーズを地域課題として整理し、自立支援協議会にて解決に向けた取り組みを行います。</p> <p>【事業内容】 ○自立支援協議会専門部会事務局の共同運営 ○自立支援協議会専門部会の伴走支援 ○その他、地域課題解決の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局会議</li> <li>・各部会事前打合せ</li> <li>・各部会開催</li> <li>・定例会及び協議会</li> </ul>
3. 地域の相談支援体制の強化の取り組み	<p>【目的】 障害者の地域生活を支える相談支援体制を充実させることを目的に、中核的な役割を担います。</p> <p>【事業内容】 ○地域の相談機関との連携強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの関係機関への周知</li> </ul> <p>○地域の相談支援事業者の人材育成支援（研修・事例検討会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会開催予定</li> </ul>

<p>4. 地域移行・地域定着の促進</p>	<p>【目的】 市や関係機関と協力して、障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している人の地域移行に向けた、地域移行支援、地域定着支援の促進に取り組みます。</p> <p>【事業内容】 ○障がい者支援施設、精神科病院への地域移行へ向けた普及活動 ○地域生活体制整備のコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者地域生活支援実務者研修</li> <li>・精神障がい者地域生活支援者会議</li> <li>・にも包括の構築推進研修</li> <li>・居住支援に関する会議、研修への参加</li> <li>・地域移行等の意向確認担当者の連携</li> </ul>
<p>5. 研修会・学習会への参加、並びに関係会議への参加</p>	<p>【目的】 相談員が持つべき知識・技能・能力を向上させることや、他機関等との情報連携を目的とし、各種の研修会等に参加して、相談支援の質の向上に努めます。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども特別支援ネットワーク会議</li> <li>・スクールメンタルケア推進充実事業運営協議会</li> <li>・巡回療育相談</li> <li>・生活困窮者支援連絡会議</li> <li>・地域かかりつけ医精神科医連携会議</li> <li>・稼働能力判定会議</li> </ul>
<p>6. 権利擁護・虐待の防止</p>	<p>【目的】 市や関係機関と協力し、障がいのある方の権利擁護を進めるために研修会や成年後見制度等の普及啓発に努めます。</p> <p>【事業内容】 ○成年後見制度についての情報提供や市長申し立ての必要なケースへの相談支援 ○虐待防止センターや成年後見支援センターと連携しての個別対応ケース対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会開催予定</li> <li>・相談支援による虐待の発見、成年後見制度の提案</li> </ul>

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すきっぷの周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS（インスタグラム）を活用</li> </ul> </li> <li>○すきっぷ会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・月に1回、または2ヶ月に1回開催</li> </ul> </li> <li>○各福祉サービス事業所の催しのPR <ul style="list-style-type: none"> <li>・PRの依頼があれば、SNSやポスター等に対応</li> </ul> </li> <li>○福祉事業所物品販売およびPR（予定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・和楽（じゃんぷ・すきっぷ）に福祉事業所の製作物や食品等を置き、販売を補助</li> </ul> </li> </ul>
------------	---

**令和7年度 佐伯市地域自立支援協議会  
専門部会の活動計画**

部 会 名	地域生活・権利擁護部会 部会長 山内 健児 (サニーハウス)	
部会の参加者 (構成員)	市内障がい者支援事業所、佐伯市基幹相談支援センターすきっぷ、 佐伯市社会福祉協議会、福祉保健企画課、佐伯市障がい福祉課等 計19人	
令和7年度 の計画など (箇条書)	(1) 当事者の意見を取り入れた、障がい者向け防災パンフレットの作成 (2) 佐伯市の交通に関する現状・課題・対策の検討 (3) 親なきあとから見えてくる、障がい者の権利擁護の推進 (「協議の場」の課題を含む)	
活動内容	開催日 (予定)	内容
	1回	5月29日 年間計画の内容について協議
	2回	6月19日 当事者の意見を取り入れた 障がい者向け防災パンフレット作成①
	3回	7月17日 当事者の意見を取り入れた 障がい者向け防災パンフレット作成②
	4回	8月21日 当事者の意見を取り入れた 障がい者向け防災パンフレット作成③
	5回	9月18日 当事者の意見を取り入れた 障がい者向け防災パンフレット作成④
	6回	10月16日 佐伯市の交通に関する現状・課題・対策の検討 ※防災パンフレットの進捗状況によっては変更有
	7回	11月20日 虐待に関する講演会 (予定)
	8回	12月18日 事例検討：虐待、親なきあと事例から権利擁護について考える
	9回	1月15日 今年度のまとめと来年度に向けて
基本、毎月第3木曜日に開催		
(1) 当事者の意見を取り入れた、障がい者向け防災パンフレットの作成 4回 (6・7・8・9月) 実施予定。 当事者の意見を取り入れた、防災パンフレットを作成し、不足している 「自助力」の向上を図る。		
(2) 佐伯市の交通に関する現状・課題・対策の検討 1回 (10月) 実施予定。 市の交通関係課と連携し、現状・課題・対策について深掘りする。		
(3) 障がい者の権利擁護の推進 2回 (11・12月) 実施予定。 虐待に関する講演会と、事例検討 (虐待・親なきあと) を通じて、部会 員の権利擁護に関する知識・理解を深め、障がい者の権利擁護の推進を 図る。		
※今年度は障がい者向け防災パンフレット、次年度は親なき前後の行動を 分かりやすくしたパンフレットの作成に取り組む。		
協議会に提案 する事項等		

**令和7年度 佐伯市地域自立支援協議会  
専門部会の活動計画**

部 会 名	こども支援部会 部会長 樋口 翔（ツリーハウス）																									
部会の参加者 （構成員）	大分県南部保健所・佐伯支援学校・市内障がい者施設事業所 日中一時支援事業所・児童発達支援センター・児童クラブ・保育所（こども園） 幼稚園・小学校・中学校・佐伯市教育委員会・佐伯市こども福祉課 佐伯市障がい福祉課・基幹相談支援センターすきっぷなど 計15人																									
令和7年度 の計画など （箇条書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部会開催（※1回/1～2か月程度の集まりになる予定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演会の実施（こどもの支援に関わる地域スタッフのスキルアップを目的として実践に活かせる内容）</li> <li>・ 事例検討会（事業所同士の連携強化をテーマに情報共有をしていく）</li> <li>・ 必要に応じて小グループ（事業所部会など）で集まり協議を行う</li> <li>・ 「協議の場」の事例検討 など</li> </ul> </li> </ul>																									
活動内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">開催日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1回</td> <td style="text-align: center;">5月26日(月)</td> <td>昨年度の活動内容の確認及び今年度の活動方針</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2回</td> <td style="text-align: center;">6月24日(火)</td> <td>「サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みづくり」に関する情報共有及び検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3回</td> <td style="text-align: center;">7月22日(火)</td> <td>「サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みづくり」に関する事例検討（放デイから児童クラブへの移行等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4回</td> <td style="text-align: center;">9月30日(火)</td> <td>「医ケア児」に関する情報共有及び検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5回</td> <td style="text-align: center;">10月28日(火)</td> <td>施設見学</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6回</td> <td style="text-align: center;">11月25日(火)</td> <td>講演会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7回</td> <td style="text-align: center;">1月27日(火)</td> <td>情報共有及び年間まとめ</td> </tr> </tbody> </table>		開催日		内容	第1回	5月26日(月)	昨年度の活動内容の確認及び今年度の活動方針	第2回	6月24日(火)	「サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みづくり」に関する情報共有及び検討	第3回	7月22日(火)	「サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みづくり」に関する事例検討（放デイから児童クラブへの移行等）	第4回	9月30日(火)	「医ケア児」に関する情報共有及び検討	第5回	10月28日(火)	施設見学	第6回	11月25日(火)	講演会	第7回	1月27日(火)	情報共有及び年間まとめ
	開催日		内容																							
	第1回	5月26日(月)	昨年度の活動内容の確認及び今年度の活動方針																							
	第2回	6月24日(火)	「サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みづくり」に関する情報共有及び検討																							
	第3回	7月22日(火)	「サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みづくり」に関する事例検討（放デイから児童クラブへの移行等）																							
	第4回	9月30日(火)	「医ケア児」に関する情報共有及び検討																							
	第5回	10月28日(火)	施設見学																							
	第6回	11月25日(火)	講演会																							
第7回	1月27日(火)	情報共有及び年間まとめ																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みづくり」のため、現状と課題を整理し、解決策を検討していく。</li> <li>・講演会は部会員が多職種の方々に構成されている事を踏まえた、広く学びに繋がる講師での開催を検討する。</li> <li>・事業所状況調査を行い、利用状況の情報共有を行う。</li> </ul>																										
協議会に提案 する事項等																										

**令和7年度 佐伯市地域自立支援協議会  
専門部会の活動計画**

部 会 名	サービス等利用計画部会 部会長 嶋田 裕彦（なおみ園）																														
部会の参加者 （構成員）	指定特定相談支援事業所、佐伯市介護支援専門員協会、佐伯市社会福祉協議会、南部保健所、佐伯市基幹相談支援センターすきっぷ、佐伯市福祉総合相談窓口、佐伯市障がい福祉課等 計22人																														
令和7年度の計画など （箇条書）	<p>(1) 社会資源の不足・介護保険との連携・親なき後問題・住まいの確保に対する具体的な解決策の協議</p> <p>(2) 事例検討(上記課題・「協議の場」に関連した検討含む)</p> <p>(3) 事例を通じた佐伯市のサービス提供体制の課題の整理</p> <p>(4) 相談支援の質の向上</p> <p>(5) 地域移行・地域定着支援の推進</p>																														
活動内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">開催日(予定)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">5月28日</td> <td>今年度の活動内容決定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2回</td> <td style="text-align: center;">6月12日</td> <td>市営住宅の保証人緩和の要望書提出にむけた協議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3回</td> <td style="text-align: center;">7月15日</td> <td>就労選択支援についての情報共有</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">8月19日</td> <td>定例会・協議会(7月)の報告 介護保険への移行、連携について①</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5回</td> <td style="text-align: center;">9月16日</td> <td>介護保険への移行、連携について②</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6回</td> <td style="text-align: center;">10月21日</td> <td>複合的な課題を抱えたケースの対応について</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7回</td> <td style="text-align: center;">11月18日</td> <td>事例検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8回</td> <td style="text-align: center;">12月16日</td> <td>事例検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9回</td> <td style="text-align: center;">1月20日</td> <td>今年度のまとめと来年度に向けて</td> </tr> </tbody> </table> <p>・介護保険への移行やケアマネとの連携について情報共有し、地域で活用できる社会資源の整理をする。</p> <p>・困難ケース等の対応の共有により、相談支援の質の向上を図る。</p> <p>・複合的な課題を抱えたケース等の事例検討を通じて、地域課題を整理し協議会への提案につなげる。</p>	開催日(予定)		内容	1回	5月28日	今年度の活動内容決定	2回	6月12日	市営住宅の保証人緩和の要望書提出にむけた協議	3回	7月15日	就労選択支援についての情報共有	4回	8月19日	定例会・協議会(7月)の報告 介護保険への移行、連携について①	5回	9月16日	介護保険への移行、連携について②	6回	10月21日	複合的な課題を抱えたケースの対応について	7回	11月18日	事例検討	8回	12月16日	事例検討	9回	1月20日	今年度のまとめと来年度に向けて
開催日(予定)		内容																													
1回	5月28日	今年度の活動内容決定																													
2回	6月12日	市営住宅の保証人緩和の要望書提出にむけた協議																													
3回	7月15日	就労選択支援についての情報共有																													
4回	8月19日	定例会・協議会(7月)の報告 介護保険への移行、連携について①																													
5回	9月16日	介護保険への移行、連携について②																													
6回	10月21日	複合的な課題を抱えたケースの対応について																													
7回	11月18日	事例検討																													
8回	12月16日	事例検討																													
9回	1月20日	今年度のまとめと来年度に向けて																													
協議会に提案する事項等	・市営住宅の保証人の条件等緩和に関する要望書提出について																														

**令和7年度 佐伯市地域自立支援協議会  
専門部会の活動計画**

部 会 名	就労支援部会 部会長 廣田 貴子 (大分県なおり園)																																		
部会の参加者 (構成員)	佐伯公共職業安定所、佐伯支援学校、市内障がい者施設事業所 おおいた地域若者サポートステーション県南常設サテライト、佐伯商工会議所 大分県立佐伯高等技術専門学校、障がい者就業・生活支援センターじゃんぷ ジョブカフェおおいた佐伯サテライト、佐伯市社会福祉協議会 佐伯市役所関係課、基幹相談支援センターすきっぷ、その他関係団体など 計22人																																		
令和7年度の計画など (箇条書)	昨年度の自立支援協議会で出た地域課題「就労に関する社会資源の不足」の解決のため、市内の企業の啓発、当事者の就労に関する需要の調査等を行う。  ①障がい者の一般就労に関する課題解決策の検討・実施 ・A型、B型利用者へ一般就労に関するアンケートの実施、アンケート結果に対する対応 ②企業との交流 ・企業見学会 ・佐伯市障がい者就職面接会 ・地域連絡会議 ③事例検討 ・部会を「協議の場」とし事例検討会を開催																																		
活動内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">開催日(予定)</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>5月27日</td> <td>今年度の活動計画について</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>6月17日</td> <td>一般就労に関するアンケートの内容の検討</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>7月22日</td> <td>企業向け事業所見学会の検討 事例検討</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>8月19日</td> <td>アンケート結果を受けて何を実施するかの検討</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>9月16日</td> <td>8月に検討した活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>10月</td> <td>企業見学会(予定)</td> </tr> <tr> <td>第7回</td> <td>11月18日</td> <td>面接練習会(予定)</td> </tr> <tr> <td>第8回</td> <td>12月</td> <td>障がい者就職面接会(予定)</td> </tr> <tr> <td>第9回</td> <td>1月20日</td> <td>まとめ</td> </tr> <tr> <td>第10回</td> <td>2月</td> <td>地域連絡会議</td> </tr> </tbody> </table> <p>           ・一般就労に関するアンケートを実施することで、A型、B型利用者の一般就労に対する意識や、ハードルになっているものを把握し、そのハードルを解消するための活動を実施する予定。            ・10月に開催予定の企業見学会は可能であれば、一般就労を目指している利用者も参加する予定。            ・昨年度作成した企業に向けた障がい者雇用の啓発チラシを活用して企業への啓発を進める。現状、商工振興課、商工会議所、ハローワーク、じゃんぷで設置、配布中。            ※(予定)の箇所については変更、入替の可能性あり。         </p>			開催日(予定)	内容	第1回	5月27日	今年度の活動計画について	第2回	6月17日	一般就労に関するアンケートの内容の検討	第3回	7月22日	企業向け事業所見学会の検討 事例検討	第4回	8月19日	アンケート結果を受けて何を実施するかの検討	第5回	9月16日	8月に検討した活動の実施	第6回	10月	企業見学会(予定)	第7回	11月18日	面接練習会(予定)	第8回	12月	障がい者就職面接会(予定)	第9回	1月20日	まとめ	第10回	2月	地域連絡会議
	開催日(予定)	内容																																	
第1回	5月27日	今年度の活動計画について																																	
第2回	6月17日	一般就労に関するアンケートの内容の検討																																	
第3回	7月22日	企業向け事業所見学会の検討 事例検討																																	
第4回	8月19日	アンケート結果を受けて何を実施するかの検討																																	
第5回	9月16日	8月に検討した活動の実施																																	
第6回	10月	企業見学会(予定)																																	
第7回	11月18日	面接練習会(予定)																																	
第8回	12月	障がい者就職面接会(予定)																																	
第9回	1月20日	まとめ																																	
第10回	2月	地域連絡会議																																	
協議会に提案する事項等																																			

令和 年 月 日

佐伯市長 富高 国子様

佐伯市地域自立支援協議会  
会長 柴田 徹也  
サービス等利用計画部会  
部会長 嶋田 裕彦

## 要 望 書 (案)

佐伯市地域自立支援協議会として、以下を要望します。

### 市営住宅の連帯保証人に関する条件の緩和について

佐伯市市営住宅条例は、「低額所得者の住宅不足を緩和するため、市営住宅及び共同施設を設置する。」(第3条)と規定されていますが、入居にあたっては、連帯保証人が1名必要となっていることから、連帯保証人の確保が困難な単身の障がい者や高齢者にとって、厳しい入居条件となっています。

国土交通省は、平成30年3月30日付け『「公営住宅管理標準条例(案)について」の改正について』において、「公営住宅に連帯保証人を求めるべきではない」として、公営住宅の入居に際して、連帯保証人を不要とする条例案を各都道府県及び政令市に示しています。

さらに、令和2年2月20日付け「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」において、「住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにすること」が必要であるとの考えから、保証人の取扱いについて検討するよう、各都道府県及び政令市に示しています。

以上の通知を踏まえ、令和2年の通知以降、保証人不要もしくは保証人が確保できない場合には、民間の連帯保証会社の選択を可能とする都道府県が増え、大分県県営住宅も令和2年4月から保証会社の選択が可能となっています。

大分県内においても、10市町では保証人は必須ですが、確保できない場合には保証会社の選択が可能であり、日田市では令和7年4月から保証人が完全に不要となりました。

このような現状から佐伯市においても、保証人が確保できない場合には、保証会社の選択も可能とする等、条件の緩和を要望します。

## 「佐伯市 協議の場」について

厚生労働省が第5期障害福祉計画（計画期間：平成30年～令和2年）における基本指針として掲げた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において、各市町村に対して保健・医療・福祉関係者が参画した「協議の場」の設置が求められました。このシステムは「精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたもの」であり、「にも包括」という略称で呼ばれています。

それを受けて本市でも、地域の課題を検討し、具体的な支援体制の整備や関係機関の連携を深めるための「佐伯市 協議の場」を設置すべく、①佐伯市地域自立支援協議会、②自立支援協議会の各専門部会、③佐伯市自殺対策連絡協議会庁内検討会、④精神障がい者地域生活支援連絡会議等の各会議において、昨年度から地域課題の報告及び対策方針の提案を始めました。

「協議の場」では、以下の者が参加して地域基盤や支援体制の整備、個別支援から抽出された課題や取り組みについて協議が為され、その結果をもとに具体的な対応策を検討、実施していきます。

### 【協議の場 参加者】

- ・保健関係者：保健所、精神保健福祉センター等の職員
- ・医療関係者：精神科病院、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の看護師、精神保健福祉士、作業療法士等
- ・福祉関係者：相談支援センター、相談支援事業所、障害福祉 サービス事業所、居宅介護支援事業所等の従事者等
- ・その他の関係者：関係機関、関係団体、精神障害当事者及びその家族、佐伯市役所 各担当課

本日は、令和5年度と6年度において検討された地域課題を、関係者の共通認識とし、今後の具体的な方針を定めましたので、報告いたします。

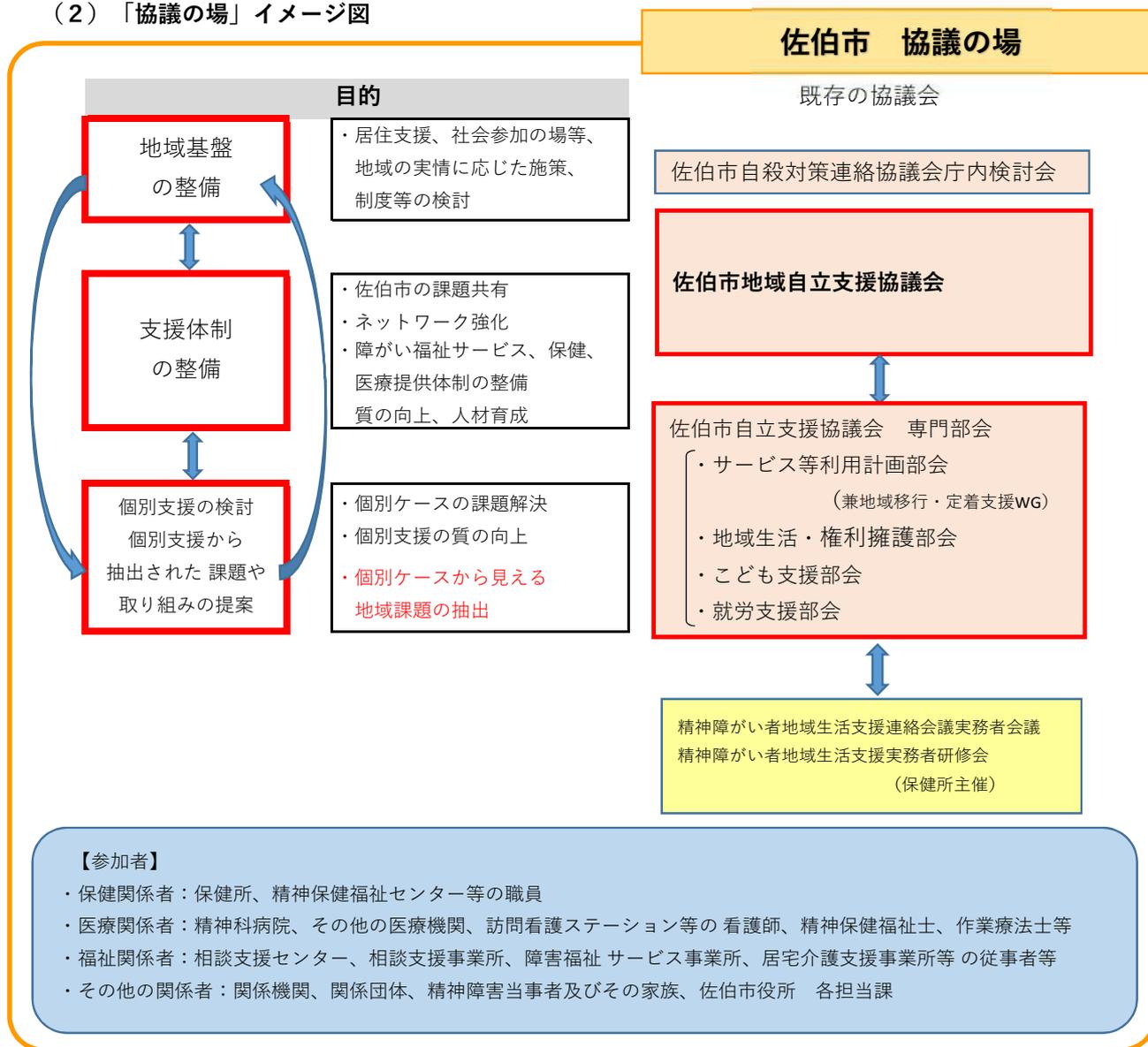
(1) 設置理由・目的

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、さまざまな相談窓口、社会参加（就労）、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことをいいます。

国の「第5期障害福祉計画」の基本指針では、このシステムの推進のため、各市町村に保健・医療・福祉関係者による「協議の場」の設置が求められています。地域の課題を検討し、具体的な支援体制の整備や関係機関の連携を深めるため、既存の協議会の活用・連動を以って「佐伯市 協議の場」を設置します。

(R5年度 設置主体 佐伯市)

(2) 「協議の場」イメージ図



令和5年度 それぞれの部会で事例検討に取り組んでいく

その結果見えてきた地域課題について、年度末の自立支援協議会にて報告する

(3) 協議内容

- ①障がい者の相談に関すること。
- ②家族支援に関すること。
- ③社会資源の開発及び改善に関すること。
- ④普及啓発に関すること。
- ⑤ピアサポートの活用に関すること。
- ⑥関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- ⑦住まいの確保に関すること。
- ⑧社会参加に関すること。
- ⑨その他

令和5年度「佐伯市協議の場」から見えてきた

## 佐伯市の地域課題

協議の場とは…  
精神障がいがあっても  
◆本人がその人らしく生活  
できる地域づくり  
◆本人に必要な支援等が、必要  
な時に受けられる体制づくり  
を協議する場

専門部会にて、事例検討（19例）に重点的に取り組み  
見えてきた3障がい共通の地域課題・優先課題

- ① 就労に関する社会資源の不足、特に若い世代が地元で定着できない
- ② 社会資源の選択肢が少ない  
退院して地元に戻るとしても、住まいが確保できない
- ③ 障がい福祉サービス利用者の高齢化  
介護保険サービスとの棲み分け・移行が難しい
- ④ 親なき後問題・身元引受人がいらない等、困難事例の増加



**令和6年度 これらの課題解決のため、1歩深めた協議を実施**

令和5年度「協議の場」	令和6年度「協議の場」	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討（19例）</li> <li>地域課題の抽出</li> <li>優先順位の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域課題を深める事例検討（8例）</li> <li>課題を解決するために必要な体制整備を協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題を解決するための具体的な方法を絞込</li> </ul>
<p>①就労に関する社会資源の不足 特に若い世代が地元に着 できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労先（障がい者雇用枠）が少ない。</li> <li>一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練を行う「就労移行支援事業所」が佐伯市内にない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の企業に、積極的な障がい者雇用を啓発する、お願いする。</li> </ul>
<p>②社会資源の選択肢が少ない 退院して地元に戻るとしても、 住まいが確保できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、支援学校を卒業する18歳時の選択で、佐伯市内に空きがなく、市外の通所・施設支援を選ばざるを得ない。</li> <li>介護職員を確保できず、人員が足りない。</li> <li>市営住宅は、本人と同等もしくは本人の収入を上回る保証人が必要。民間は保証会社でOKのところが増えている。</li> <li>障がい者の一人暮らしを応援して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>限られた社会資源を循環させる。</li> <li>サービスの利用や支援により安定した方を次のステージへ →新しい人の受入にもつながる (例) 就労A型・B型→ 一般就労 グループホーム→ 一般住宅 ・市営住宅の保証人の条件等の緩和を住宅担当課に要望し、障がい者の一人暮らしの支援を求め。</li> </ul>
<p>③障がい福祉サービス利用者の高齢化 介護保険サービスとの棲み分け・移行が難しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「65歳以上の介護保険優先の考え方は、利用できるサービスの量は減り、利用料は上がるといいう制度間のデメリットが大きく、勧めることが難しい。</li> <li>介護保険への移行は、本人の意向を確認しながら、移行するべきタイミングを事業所や支援者間で共通理解する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいサービスから介護保険への移行期の通所先の1つとして、地域生活支援事業（地域活動支援センター）で整備してほしい。 (介護認定が非該当の場合や80代中心のデイサービスに繋げない時に、居場所・社会参加の場として、地域活動支援センターへ通所できるように対象、内容を拡大してほしい)</li> </ul>
<p>④親なき後問題・身元引受人がない等、困難事例の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親なき後を考える必要があるケースは、複雑で難しいことが多い。早め早めに考え始める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親なき前、その時、親なき後まで、どのような準備や検討が必要になるか、わかりやすいフロー図を作成する。</li> </ul>

## 佐伯市地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 19 日  
改正 平成 21 年 7 月 25 日  
改正 平成 24 年 7 月 25 日  
改正 平成 25 年 3 月 29 日  
改正 平成 27 年 3 月 30 日

### (設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項各号の規定に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービスその他のサービスの実施に際し、中立かつ公平な相談支援事業の実施及び地域の関係機関との連携の強化を図るため、佐伯市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の事業評価に関すること。
- (2) 困難事例等の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者福祉計画等の進捗管理、検討に関すること。

### (組織)

第 3 条 協議会は、25 人以内の委員で組織する。

2 協議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

### (委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
  - (3) 福祉・医療・保健関係者
  - (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
  - (5) 関係行政機関の職員
  - (6) 市の職員
- 2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第 3 号から第 6 号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員

の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、協議会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

